

保険外負担に関する事項

次の場合は「健康保険法の規定による療養に要する費用額の算定方法」とは別の算定方法となります

- ・ 交通事故による診療 健康保険法で定める所定費用の200%
- ・ 自費による診療 健康保険法で定める所定費用の110%

入院期間が180を超える入院に関する費用

同じ症状により入院期間が180日を超える場合、患者さんの状態によっては入院基本料のうち15%が健康保険から病院に支払われなくなります。
この場合、入院料の一部を患者さんにご負担いただく場合があります。



地方独立行政法人
岐阜県立多治見病院

保険外負担に関する事項

以下の項目の他、保険外取り扱いのものについて、
実費の負担をお願いしています。

診断書等 (1通につき)	各種診断書/証明書	3, 4 9 8 円	診察券再交付料	6 1 6 円
	領収証明書	3, 4 9 8 円	松葉杖貸出保証金 (1本)	3, 0 0 0 円
	出生証明書	3, 4 9 8 円		
	死亡診断書	4, 1 2 5 円		
	その他公的文書料	5, 7 7 5 円		
	生命保険・証明書/診断書	5, 3 3 5 円		



地方独立行政法人
岐阜県立多治見病院